六　主要食糧（麦類（その加工品を含む。次条第三号において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）の買入れ及び売渡しの価格の決定並びに主要食糧の価格の安定に関すること。
七　前各号に掲げるもののほか、農産政策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（貿易業務課の所掌事務）

第五十四条　貿易業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　主要食糧の輸入に係る納付金の徴収その他輸入の調整に関すること。
二　主要食糧の集荷、買入れ、保管及び売渡しに関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。
三　麦類の価格の安定に関すること。
四　輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。

第五十五条第一号中「こと」の下に「（畜産局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第一章第三節中第八十六条の二を第八十六条の三とし、第八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条を第八十六条とする。

第一章第二節第三款第七目を削る。

第一章第二節第三款第六目中第八十三条を第八十五条とし、第七十二条から第八十二条までを二条ずつ繰り下げ、同目を同款第七目とする。

第一章第二節第三款第五目中第七十一条を第七十三条とし、第六十三条から第七十条までを二条ずつ繰り下げ、同目を同款第六目とする。

第六十二条を第六十四条とし、第五十八条から第六十一条までを二条ずつ繰り下げる。

第五十七条（見出しを含む。）中「畜産企画課」を「企画課」に改め、第五号を削り、同条を第五十九条とし、第五十六条の次に次の目名及び二条を加える。

第五目　畜産局

（畜産局に置く課）

第五十七条　畜産局に、次の七課を置く。
総務課
企画課
畜産振興課
飼料課
牛乳乳製品課
食肉鶏卵課
競馬監督課

（総務課の所掌事務）

第五十八条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　畜産局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
二　独立行政法人農畜産業振興機構の組織及び運営一般に関すること。
三　前二号に掲げるもののほか、畜産局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

附則第二条第一項を削り、同条第二項中「及び前項に規定する事務」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第五条を削る。

附則第四条中「第八条第一項各号」を「第九条第一項各号」に改め、同条を附則第五条とする。

附則第三条第一項中「第七条各号」を「第八条各号」に改め、同条第二項中「第七条各号」を「第八条各号」に、「前条第三項」を「附則第二条第二項」に改め、同条を附則第四条とし、附則第二条の次に次の一条を加える。

（輸出・国際局の所掌事務の特例）

第三条　輸出・国際局は、第五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人国際協力機構の行う独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）附則第三条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（農林業の開発に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。

附則第六条中「附則第二条第二項及び第三項」を「附則第二条」に、「第二十八条第一号」を「第三十条第一号」に、「第二十九条」を「第三十一条」に、「附則第二条第二項に」を「附則第二条第一項に」に改める。

附則第十条中「第七十五条各号」を「第七十七条各号」に、「附則第四条」を「附則第五条」に改め、同条を附則第十一条とする。

附則第九条中「第六十九条各号」を「第七十一条各号」に、「附則第二条第三項」を「附則第二条第二項」に、「附則第三条第二項」を「附則第四条第二項」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第八条中「第六十八条各号」を「第七十条各号」に、「附則第三条第一項」を「附則第四条第一項」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第七条中「第六十六条各号」を「第六十八条各号」に改め、同条を附則第八条とし、附則第六条の次に次の一条を加える。

（輸出・国際局国際地域課の所掌事務の特例）

第七条　輸出・国際局国際地域課は、第四十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第三条に規定する事務をつかさどる。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年七月一日から施行する。

（日本農林規格調査会令の一部改正）

2　日本農林規格調査会令（平成十二年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「食料産業局」を「大臣官房新事業・食品産業部」に改める。

（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令の一部改正）

3　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「食料産業局輸出先国規制対策課」を「輸出・国際局輸出企画課」に改める。

農林水産大臣　野上浩太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月二十三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百七十七号

炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第一項、第二項及び第三十二項の規定に基づき、この政令を制定する。

炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和三年政令第六十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令